

## 平成30年度産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託契約書（案）

この契約について、排出事業者 公益財団法人 滋賀食肉公社 を甲とし、処分業者 を乙として次の条項により契約を締結し、法令を順守して信義に従い誠実に履行するものとする。

### （契約期間・事業場所及び契約保証金）

第1条 契約期間、事業場所、契約保証金は、次のとおりとする。

- (1) 契約期間 自 平成 30 年 4 月 1 日  
至 平成 31 年 3 月 31 日
- (2) 事業場所 滋賀県近江八幡市長光寺町1089番地4 滋賀食肉センター
- (3) 契約保証金 免除

### （産業廃棄物の種類、数量及び単価）

第2条 甲が、乙に収集・運搬及び処分を委託する産業廃棄物の種類、数量及び委託単価は、次のとおりとする。

- (1) 種類 汚泥
- (2) 数量 150t / 年
- (3) 単価 1tあたり 円（収集運搬・処分含む 税別）  
環境計量証明調査費用 円（税別）

### （契約金額の支払）

第3条 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務及び処分業務に関する乙への報酬は、第2条にて定める単価に基づき算出する。

- 2 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務及び処分業務に対する報酬についての消費税は、甲が負担する。
- 3 甲は、乙から業務終了報告書を受け取った後、乙の発行する適法な支払い請求書を受理した月の翌月末に契約金額を支払うものとする。
- 4 前金払及び部分払は、原則としてこれを行わないものとする。

### （委託内容及び事業範囲）

第4条 乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。また、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

(1) 収集運搬に関する事業範囲

ア 乙の事業範囲

許可都道府県・政令市

許可の有効期限 別紙許可証(写)の通り

事業範囲 別紙許可証(写)の通り

許可の条件 別紙許可証(写)の通り

許可番号 第 号

イ 滋賀県内

許可都道府県・政令市 滋賀県

許可の有効期限 別紙許可証(写)の通り

事業範囲 別紙許可証(写)の通り

許可の条件 別紙許可証(写)の通り

許可番号 第 号

(2) 処分に関する事業範囲

許可都道府県・政令市

許可の有効期限 別紙許可証(写)の通り

事業範囲 別紙許可証(写)の通り

許可の条件 別紙許可証(写)の通り

許可番号 第 号

(処分の場所、方法及び処理能力)

第5条 乙は、甲から委託された第2条の産業廃棄物を次のとおり処分する。

- (1) 処分場名称
- (2) 所在地
- (3) 処分方法
- (4) 施設処理能力

(適正処理に必要な情報の提供)

第6条 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」(平成18年3月)を参照)の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

- (1) 産業廃棄物の発生工程
- (2) 産業廃棄物の性状及び荷姿
- (3) 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
- (4) 混合等により生ずる支障

(5) 日本工業規格 C0950 号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項

(6) その他取扱いの注意事項

2 甲は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。また、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれのある場合の、性状等の変動幅は、製造工程または産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は乙と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。

3 甲は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、乙に引き渡す容器等に表示する（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」（平成18年3月）の「容器貼付用ラベル」参照）。

4 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確にもれなく記載することとし、虚偽または記載漏れがある場合は、乙は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。

5 甲は、次の産業廃棄物について、契約期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関または環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和48年2月環境庁告示第13号）による試験を行い、分析証明書を乙に提示する。

（再委託の禁止）

第7条 乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集・運搬及び処分業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第8条 乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合にはこの限りではない。

（排出事業者の協力義務）

第9条 乙がこの契約にもとづく指示・検査・試験・立会・確認・審査・承認・意見・協議などを求めたときは、甲は、すみやかにこれに応ずる。

（甲乙の責任範囲）

第10条 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。

- 2 乙は甲に対し、本条1項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、または過失によって甲または第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。
- 3 本条2項の場合、第三者との間に紛争が生じたときは、乙がその処理解決にあたる。
- 4 甲の責に帰すべき事由により、乙が本条1項の業務の過程において、乙または第三者に損害を及ぼした場合には、甲においてその損害を賠償し、乙に負担させない。

(不可抗力による損害)

第11条 天災その他自然的または人為的な事象であつて、甲乙いずれにもその責を帰することができない事由(以下「不可抗力」という。)によって、損害が生じたときは、乙は、事実発生後すみやかにその状況を甲に通知する。

- 2 本条1項の損害について、甲乙の認識として重大なものと認め、かつ、乙が善良な管理者としての注意をしたと認められるものの負担は、甲乙が協議して定める。

(履行遅滞)

第12条 乙は、自らの責めに帰すべき理由により履行期限内に業務を完了できないときは、遅延数量に相当する契約金額に対し、履行期限の翌日から業務を完了するまでの日数に応じて年2.9パーセントの割合で計算した金額を延滞違約金として甲に支払うものとする。

- 2 乙は、やむを得ない事由があるときは、甲の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合には、乙は甲にその事由を説明し、かつ甲における影響が最小限となるよう努力する。

(委託業務終了報告)

第13条 乙は甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、収集・運搬業務については、それぞれ運搬区間に応じたマニフェストB2、B4、B6票で、処分業務についてはマニフェストD票をもって、電子マニフェストは財団法人日本産業廃棄物処理振興センターに対して委託された作業の終了を報告することにより業務終了報告書に代えることができる。

(契約内容の変更)

第14条 甲または乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価または契約期間を変更するとき、または予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲乙協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第6条第2項の場合も同様とする。

(契約金額の変更)

第15条 報酬の額が経済情勢の変化及び第6条第2項等により不相当となったときは、甲乙協議によりこれを改定することができる。

(甲の契約解除権)

第16条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除してその損害の賠償を求めることができる。

- (1) 甲は、重大な事情により必要によって書面をもって契約を解除することができる。これによって生じる乙の損害については甲乙が協議したうえ、甲に対し賠償を求めることができる。
- (2) 乙の責めに帰する事由により、この契約の各条項のいずれかに違反したときは、催告の上、この契約を解除することができる。
- (3) 本条2号の場合、甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬及び処分業務を自ら実行するか、もしくは甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。
- (4) 本条3号の場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理の産業廃棄物の収集・運搬及び処分を行わしめるものとし、その負担した費用を、乙に対して償還を請求することができる。
- (5) 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときは、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。
- (6) 本条各前号に掲げる場合のほか、乙が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないとき。
- (7) 乙が第17条各号のいずれかに該当する事由がないのに契約の解除を申出たとき。

(乙の契約解除権)

第17条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除してその損害の賠償を求めることができる。

- (1) 甲の責めに帰する事由により、この契約の各条項のいずれかに違反したときは、催告の上、この契約を解除することができる。
- (2) 甲の責に帰する事由による業務の遅延または中止期間が三カ月に達したとき。
- (3) 乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物を、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙自ら甲方に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。
- (4) 甲が第16条各号のいずれかに該当する事由がないのに契約の解除を申出たとき。

(排除条項)

第18条 甲または乙の役員等（代表者もしくは役員またはこれらの者から取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）または経営に実質的に関与している者が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であると認められるとき。
- (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用していると認められるとき。
- (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していると認められるとき。
- (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 暴力団、暴力団員または本条3号から5号までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- (7) 甲または乙が自らまたは第三者を利用して、詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いた場合。
- (8) 甲または乙が自らまたは第三者を利用して、相手方の名誉や信用等を毀損し、または、毀損するおそれのある行為をした場合。
- (9) 甲または乙が自らまたは第三者を利用して、相手方の業務を妨害した場合、または、妨害するおそれのある行為をした場合。

2 甲または乙の一方が、本条1項の規定により本契約を解除した場合は、相手方に損害が生じても、これを一切賠償しない。

(秘密漏洩の禁止)

第19条 甲または乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。本条は、本契約期間中及び契約期間終了後、あるいは契約解除後においても、永続的に継続するものとする。

2 当該機密を公表する必要がある場合には、相手方の文書による許諾を得なければならない。

(個人情報の保護)

第20条 甲または乙は、この契約により相手方から取得した個人情報を適切に管理し、この契約に必要な限りにおいて個人情報を用いることができ、これについて第三者へ漏洩してはならない。本条は、本契約期間中及び契約期間終了後、あるいは契約解除後においても、永続的に継続するものとする。

(法の遵守)

第 21 条 甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

(紛争の解決)

第 22 条 この契約に起因する甲乙間の紛争に関し、調停を申立または訴訟を提起する必要がある場合は、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の裁判所とする。

2 乙は、乙と乙の使用人等及び乙の使用人等間の紛争等による影響を甲に与えてはならない。

(自動車の使用)

第 23 条 乙は、業務において自動車を使用するときは、法令を遵守し、不必要なアイドリング行為を行うことなく、経済速度での運転に努めるものとする。

(その他の事項)

第 24 条 この契約条項に定めるもののほか、必要な事項については公益財団法人滋賀食肉公社財務会計規程第 3 4 条、その他の法令の定めるところによる。

2 その他この契約に関し、疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印して、各自 1 通を保持するものとする。

平成 年 月 日

甲 排出事業者

乙 処分業者